

子どもへの性暴力防止対策について－提言－概要版



1 はじめに

教師による子どもへの性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじるものであり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、当然のことながらその根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要がある。千葉市では、千葉市内の小学校教職員による児童生徒への性暴力事件の発生を受け、「子どもへの性暴力防止対策検討会」を設置した。本検討会では、大学教授、弁護士、精神科医、臨床心理士及び学校長代表を構成員とし、令和2年（2020年）1月から全9回にわたり、性暴力を生じさせる要因の分析や、根絶に向けた有効な取組み等について議論を重ねてきた。子どもへの性暴力防止について、以下の提言を示す。この提言が、千葉市の教育の信頼回復への道筋となり、その充実と発展に貢献することを心より願う。

2 発生を防止するために

(1)性暴力を生まない環境の整備を進める

ア 物理的死角をゼロにすること

- (ア) 「死角」をゼロに近づけるための対策を徹底すること
 - ・ 空き教室等の施錠を必ず行う
 - ・ 鍵の管理を管理職等において一元管理する（鍵の使用者、時間、場所等を明確にする）
 - ・ 廊下から教室内が見えるようにする
 - ・ ドアの窓を隠す掲示物は貼らない
- (イ) 授業時間中に各教室を見回り、各担任が居るべき場所に所在するか、特定の児童生徒が担任と行方不明となっていないか確認すること
- (ウ) 見回りの際は、廊下等外からの目視ではなく、実際に中に入り状況を確認すること
- (エ) 学校内又は学校外からの危険を防止し児童生徒の安全を確保するための人員を別途雇用するための人的・予算的措置を講じること
- (オ) 校内の死角確認は、教職員だけでなく当該学校の教職員以外の第三者や保護者による検証の機会を設けること

イ 「担任依存」からの脱却

- (ア) 複数担任制度の導入を検討する又は交替制で各クラスを担当する教職員を雇用する等、権力が担任だけに集中するのを防止する制度を構築すること
- (イ) 管理職、養護教諭その他の教職員等の担任以外の者が、各教室を見回る、担任の児童生徒との関わりを第三者的に評価する機会を確保する等、教室等の「見える化」を図ること

ウ 密室での「一対一」の禁止

- (ア) 同性異性を問わず、密室で、教職員が児童生徒に対し「一対一」での個別指導をすることは禁止すること
- (イ) 「一対一」での指導が禁止されることについては、児童生徒にも周知すること

エ 心理的死角をなくすこと

- (ア) 外部の専門家による教職員に対する研修を定期的に行うこと
- (イ) 常に多様な人たちが学校に出入りすることで、学校の閉鎖性を変化させること

(2)子どもの安全を確保するための安全配慮義務の理解・履行

ア 子どもの「守られる権利」の保障の制度化

- (ア) 教職員が「安全配慮義務」、「子どもの権利条約」を理解・認識するための研修の機会を設けること
- (イ) 「児童生徒を性暴力から守るための行動指針」が教職員に浸透するよう、周知・研修を徹底すること
- (ウ) 「児童生徒を性暴力から守るための行動指針」を浸透させるための面接を定期的に行うこと

イ 加害教職員個人の問題ではなく学校全体の問題であるとの認識をもつこと

- (ア) 教職員からの性暴力があり得ることを関係者が認識し、予防・危機介入・被害者支援・加害者への厳正な対応の各段階で必要なことを学校全体の制度として確立すること
- (イ) 危機介入に必要なフローチャートの整備をはじめとする制度構築を行うこと

ウ 教師の権力性を前提とした制度の構築

- (ア) 教職員は子どもに対して、絶対的権力を有していることを認識すること
- (イ) 子どもが教職員側から秘密事を持ちかけられた際に、それがルール違反であることの認識や違和感を持ち、自らを守ることが出来るよう支援すること

エ 教職員養成の段階、教職員の採用段階における取組み

- (ア) 過去に他の自治体で教職員として勤めていた者を市教委で採用することを検討する際は、当該自治体における行状について、細かく確認を必ず行うこと
- (イ) 通常と異なる経歴等があった場合には、重ねて理由を聞き、その理由に合理性がない場合には採用を控えるなどの対応まで検討すること
- (ウ) 教職員志望者向け出前講座の実施を大学に働きかけること

オ 教職員相互のチェック、報告義務化、相談体制の充実

- (ア) 教職員同士が相互にチェックし合い、性暴力に繋がる言動又はその疑いがある場合には、それを覚知した者は原則として管理職に報告をすることを義務化すること
- (イ) 管理職から当該教職員に対して速やかに事実確認及び指導等を行う制度を設けること
- (ウ) 市教委内に、他の教職員の言動について相談できる窓口を作ること

(3)児童生徒への性の人権教育

ア 性の人権教育の重要性

子どもに性教育を受ける機会を保障すること

イ 性の人権教育のさらなる推進

児童生徒自らが性暴力被害にあわない力を養うために、より効果的な性教育を直ちに始めること

3 早期発見するために

(1) 教職員が性暴力に関する理解を深めること

ア 性暴力を受けた子どもに表れるサインを見逃さない

性暴力を受けた子どものサインに気づけるよう性暴力被害に関する理解を深める研修を実施すること

その際には、既存の社会資源を活用した具体的対策を講じること

イ 性暴力を行う者（加害者）に関する知識を身に付ける

性暴力をする者に起きている事象（例：認知の歪み）や性暴力に至るプロセス等について、既存の医学的又は犯罪学的な知見を盛り込んだ研修等を実施すること

(2) 児童生徒が助けを求めるための仕組みの充実を図ること

ア 性暴力を受けた子どもにとっての被害を申告することへの壁をなくす

性暴力被害を受けた児童生徒が、できるだけ早く誰かに助けを求めることができる仕組みの充実をはかること

イ 「子どもにここサポート」の課題

「子どもにここサポート」など児童生徒が助けを求めるための制度が充実されること

ウ アンケートの実施と見直し

体罰セクハラアンケートの質問内容が児童生徒の年齢や発達に応じて答えやすい内容となっているか、アンケートに正直に答えられる環境下でこれが実施されている等、不適切な方法でアンケートが行われていないか、より一層アンケート回収率を高めるにはどうすればよいか等、その方法を定期的に見直すこと

(3) 二次被害の防止策を講じること

被害児童生徒等が、安心して被害を申告できるためには、いわゆる二次被害の防止策が必須である。

(ア) 被害児童生徒等が被害を申告した場合に、そのプライバシーを保護するための制度（性暴力が発覚した場合の児童生徒への説明方法、保護者会開催の有無・説明方法、報道機関への対応等）を事前に構築すること

(イ) 児童生徒及び保護者に予め被害児童生徒等が被害を申告した場合にそのプライバシーを保護するための制度を周知すること



4 発見後適切に対応するために

(1) 初期対応

ア 児童生徒を守るための対応について、市教委と学校との役割分担、各人の行動規範を予め定めること

(ア) 「性暴力初期対応フロー」、「子どもを性暴力から守る仕組み概念図」の活用

(イ) 危機対応においては、学校は被害児童生徒への対応を第一に行い、加害教職員を被害児童生徒から離れたあとは、加害教職員への聞き取りを含む対応は市教委（第三者委員会を含む。）に任せる

イ 被害児童生徒及び他の児童生徒の安全確保

(ア) 加害教職員を当該環境から遠ざけ、加害教職員を児童生徒と接しない環境に置くこと

(イ) 分離は、早期かつ迅速に行うこと（学校長の校務掌理権（学校教育法 37 条 4 項））

ウ 「疑いが生じた」時点で対応すること

児童生徒が被害を申告した場合等、性暴力の疑いが生じた時点で、これを発見した者は、学校及び市教委にその旨を報告し、学校及び市教委は必要な措置を講じる

エ 児童生徒への聴き取りは簡潔に聴き取り、直ちに性暴力の発生を市教委に報告すること

(ア) 学校は、「誰に、何をされたのか」という点を簡潔に聴き取り、直ちに市教委に報告を行う

(イ) 性暴力の発生を認識した者は、自ら、①市教委、及び、②管理職に報告を行う

(ウ) 市教委への報告後に、聴取日時、聴取者、聴取内容等を正確に記録化する

オ 市教委における対応

性暴力の発生を認識した者から報告を受けた市教委は、当該性暴力について、主導し対応する

カ 児童生徒や保護者との情報の共有

(ア) 加害教職員が特定され担任をはずすなどの被害児童生徒との分離を行った場合、被害児童生徒の保護者はもちろん当該学校に通っている児童生徒や保護者に対する説明を行う

(イ) 「性暴力初期対応フロー」、「子どもを性暴力から守る仕組み概念図」の存在を児童生徒には年齢に応じて適切な方法により、また保護者には機会をとらえて周知しておく

(2) 中期・長期対応

ア 児童生徒及び保護者のケア

事件発生後も継続してカウンセリング等の必要な支援を講じる制度を構築する

イ 初動対応スキル涵養のための職員研修の実施と人員の充実

(ア) 教職員が「RIFCR™研修」その他の研修を受ける機会を設ける

(イ) 専門的知見に基づき被害確認を実施可能なスーパーバイザー等の活動を充実させる

ウ 制度化に向けた関係機関との協議

性暴力が発生した際の児童生徒を守るための方法について、予め関係機関と協議し、体制を整える